

# 『サードウェブ光』利用規約

第二版

## 第 1 条 【 規約の適用】

1. 株式会社サードウェブ（以下、当社といいます）は「サードウェブ光利用規約」（以下、本規約といいます）を定め、「サードウェブ光」（以下、本サービスといいます）を提供します。
2. 本サービスは当社が東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社（以下、NTT東西という）が提供する光コラボレーションモデルと株式会社 NTT ぷらら（以下、NTT ぷららという）が提供する IP 接続卸サービスを活用し、当社が本サービスの契約者に対し、光回線と当社のサービスを一体的に提供するものです。
3. 本規約は「パソコン及び周辺機器レンタル約款 特約事項（高校 e スポーツ部支援プログラム）」の一部を構成するものであり、本サービスの契約者は「パソコン及び周辺機器レンタル約款 特約事項（高校 e スポーツ部支援プログラム）」を承諾したものとします。
4. 本規約に定めのない事項は「パソコン及び周辺機器レンタル約款」ならびに「特約事項」によります。
5. 当社が実施する本サービスに対する施策が設定される場合は、その定めによります。
6. 本サービスの提供条件について、本規約に定めのある場合を除き、NTT東西の「IP通信網サービス契約約款」によります。

## 第 2 条 【 規約の変更】

当社は本規約を変更する場合があります。その場合、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

## 第 3 条 【 サービスの種類】

1. 本サービスはベストエフォートサービスです。
2. 本サービスは、NTT東西の提供条件と契約者の利用形態により、別に定める区分があります。
3. 提供するサービスの詳細は別に定めます。
4. 本サービスはNTT東西または当社の設備およびサービス提供の都合により、必ずしも本サービスの契約者が希望する回線速度のサービスを提供できない場合があります。

## 第 4 条 【 サービス提供区域】

1. 本サービスはNTT東西のIP通信網サービス契約約款 第 6 条によって定められた提供区域に提供します。
2. 前項 1 の定めによらず、当社が提供不可と判断した場合、本サービスを提供しない場合があります。

## 第 5 条 【 契約の種別】

1. 本サービスはNTT東西の提供する光コラボレーションモデルを活用したIP通信網サービスを提供します。
2. 本サービスにローミングサービス契約はありません。
3. 本サービスに臨時IP通信網サービス契約はありません。
4. 本サービスにメールサービス契約はありません。
5. 本サービスに光でんわサービス契約はありません。
6. 本サービスにひかり TV サービス契約はありません。
7. 本サービスでは事業者変更はお受けしていません。
8. 本サービスでは転用はお受けしていません。

## 第 6 条 【 契約の単位】

当社は当社の発行するユーザ ID（当社が契約を管理する当社独自の ID）1 つに対し、1 回線の IP 通信網サービスを提供し、契約を締結します。

第 7 条【 契約者回線の終端】本サービスの終端は、NTT 東西が IP 通信網サービス契約約款第 9 条で定める条件の終端とします。

第 8 条【 契約申込の方法等】

1. 本サービスを申込むときは、次の事項の全部または一部について当社の様式にて提出していただきます。
  - (1) 本規約第 5 条のサービス種類
  - (2) 契約者の学校名
  - (3) 契約者の部（同好会）名称
  - (4) 契約者の顧問氏名
  - (5) 契約者の連絡先
  - (6) 本サービスの回線の終端の場所
  - (7) 学校区分
  - (8) その他当社が指定する事項
2. 本サービスの申込みに際し、契約者本人（契約者が法人である場合も含みます）である公的な証明となる書類（当社が許諾した場合は、書類の写しも可）の提出を求める場合があります。
3. 本サービスの申込みについて、契約者より申込み代行の委任を受けたもの（以下、代行者といいます）が代行して申込む場合、当社に委任状を提出していただく場合があります。

第 9 条【 契約申込の承諾】

1. 当社は本サービスの申込みがあったときは、受け付けた順序に従ってNTT 東西に回線の開通の諾否を照会し、NTT 東西が承諾した場合に、当社は申込みを承諾します。
2. 当社が契約申込みを承諾したときをもって、契約締結とします。
3. 当社は本条第 1 項の定めにかかわらず、次の場合には本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 本サービスの契約者と利用者が同一のものにならないとき
  - (2) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき
  - (3) 過去に不正利用や料金未払いがあるとき
  - (4) NTT 東西が回線の開通を承諾しなかった場合
  - (6) その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき

第 10 条【 利用者情報の提供】

本サービス契約者の情報について、当社は下記（1）から（5）の一部または全部をNTT 東西及び NTT ぷららに通知し、NTT 東西及び NTT ぷららはそれらを記録・保管します。

- (1) 契約者の学校名
- (2) 回線の設置場所住所
- (3) 書類等の送付先住所
- (4) 本サービスの契約情報
- (5) その他、手続き上必要となる情報

第 11 条【 契約内容の変更】

本サービスの契約者は施設移転等、回線の終端の場所を異動（以下、移転といいます）するにあたり、当社およびNTT 東西が定める範囲内でサービス種類を変更することはできません。

第 12 条【 サービス回線の移転】

サービス契約者は、本サービス提供地域内を移転先とする本サービス回線の移転はできません。

第 13 条【 サービスの一時中断】

本サービスの利用の一時中断は請求できません。

第 14 条【 サービス契約の譲渡】

本サービス契約の譲渡はできません。

**第 15 条【 サービス利用権の譲渡】**

本サービスの利用権は譲渡できません。

**第 16 条【 相互接続】** 当社は本サービスに対する相互接続を行いま

せん。

**第 17 条【 当社が行うサービス契約の解除】**

1. NTT東西から当社に対し、本サービスの契約が解除された場合
2. 本サービスの契約者が本規約を含む、「パソコン及び周辺機器レンタル約款 特約事項（高校 e スポーツ部支援プログラム）」に反した場合

**第 18 条【 サービス契約者が行うサービス契約の解除】**

1. 本サービス契約者が当社に対し本サービス契約の解除をする場合は、当社指定の手段にて当社に通知していただきます。
2. 本サービスの契約解除にあたり発生する費用の一切について、本サービス契約者が負担するものとし、当社は負担しません。

**第 19 条【 本サービスの契約解除にかかる責任】**

本規約第 18 条の本サービスの契約解除に伴って発生する本サービス契約者が被る不利益事項について、当社の責に帰すべき理由がある場合を除き当社は責任を負いません。

**第 20 条【 本サービスの光回線に提供する付加機能】**

当社は本サービスに付加機能提供などを行いません。

**第 21 条【 利用中止】**

当社は、次の場合に本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
- (2) 本規約第 22 条の定めによるとき
- (3) その他当社が必要と判断したとき

**第 22 条【 利用停止】**

当社は本サービス契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
- (2) その他当社が必要と判断したとき

**第 23 条【 通信利用の制限等】**

1. NTT東西の IP 通信網サービス契約約款 第 36 条の定めにより、非常事態の発生または発生の恐れがある場合、優先する通信のために本サービスの通信が中止される場合があります。
2. 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

**第 24 条【 各種料金および工事費】**

1. 本サービスの基本料金及び当社の指定する付加サービス利用料（以下、基本料金等といいます）、工事費は当社が別に定める通りとします。
2. 本サービスの基本料金等について、日割り料金を適用します。
3. 本サービスの基本料金等について、工事完了日付を当社が知り得たのが 21 日以降月末までであった場合、当該月の利用料金は、翌月利用分と合算して請求します。
4. 本サービスの工事費について、利用した月の翌月に請求します。
5. 本サービスの料金の契約事務手続きにかかる料金については、本サービス契約者に請求するものとし、その金額は別に定める通りとします。

#### 第 25 条【 支払義務】

1. 契約締結以降、前条の各種料金および工事費について、本サービス契約者は支払義務を負います。
2. 本サービス契約者は本サービスおよび関連する付加機能の料金について、支払義務を負います。

#### 第 26 条【 本サービス契約者の維持責任】

本サービス契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するように維持していただきます。

#### 第 27 条【 修理又は復旧の順位】

修理又は復旧の順位はN T Tの東西 I P通信網サービス契約約款 第 50 条の定めによります。

#### 第 28 条【 責任の制限】

1. 当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したときに限り、本条第 2 項に示す算定方法により、本サービス契約者に対し損害を賠償します。
2. 本条第 1 項に示す場合において、当社に故意又は重過失がある場合を除き、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後の、その状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額基本料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

附則本規約は令和 2 年 2 月 3 日より適用します。

**【料金表】 基本料金、手続きに関する料金、工事費、請求に関する料金について**

**サードウェブ光 料金表 (NTT 東日本の営業区域に該当する地域)**

※税込の金額について、複数の項目を合計した場合、記載の金額の合計と異なる場合があります。

■基本料金

サービスの種類	設置場所の区分	料金の種類	金額 (税抜)	金額 (税込)	単位
サードウェブ光 ホームタイプ	戸建て向け (NTT 東がサービス卸する光回線のうち、 戸建て向けとして区分されるもの)	月額利用料金	5,300 円	5,830 円	1 契約回線あ たり
サードウェブ光 マンションタイプ	集合住宅向け (NTT 東がサービス卸する光回線のうち、 集合住宅向けとして区分されるもの)	月額利用料金	5,300 円	5,830 円	1 契約回線あ たり

■手続きに関する料金

料金の種類	適用	金額 (税抜)	金額 (税込)	単位
契約手数料	新規に本サービスを申し込む場合	3,000 円	3,300 円	1 契約あたり

■工事費

※代表的な工事費です。工事内容によっては、別途、追加で工事費用が発生する場合があります。

※分割払いの場合、現在の消費税率に関わらず、工事完了月の消費税率が適用されます。

新規開通工事費 (一括払いの場合)

工事先への工事担当者のお伺い有無	屋内配線の 新設有無	サービスの種類	金額 (税抜)	金額 (税 込)	単位
あり	あり	サードウェブ光ホームタイプ	18,000 円	19,800 円	1 の工事ごと
		サードウェブ光マンションタイプ	15,000 円	16,500 円	
あり	なし	サードウェブ光ホームタイプ	7,600 円	8,360 円	
		サードウェブ光マンションタイプ	7,600 円	8,360 円	
なし	-	サードウェブ光ホームタイプ	2,000 円	2,200 円	
		サードウェブ光マンションタイプ	2,000 円	2,200 円	

※土日祝に工事担当者がお伺いする場合、工事費とは別に土日祝増額料金 3,300 円 (税込) が発生いたします。

新規開通工事費 (分割払いの場合)

工事先への工事担当者のお伺い有無	屋内配線の 新設有無	サービスの種類	金額 (税込)	単位	
あり	あり	サードウェブ光ホームタイプ	660 円 / 月 x 30 回 = 19,800 円	1 の工事ごと	
		サードウェブ光マンションタイプ	550 円 / 月 x 30 回 = 16,500 円		
あり	なし	サードウェブ光ホームタイプ	278 円 / 月 x 29 回 + 298 円 x 1 回 (最終 月) = 8,360 円		
		サードウェブ光マンションタイプ			
なし	-	サードウェブ光ホームタイプ	ご利用いただけません		割払いは -
		サードウェブ光マンションタイプ			-

※土日祝に工事担当者がお伺いする場合、工事費とは別に土日祝増額料金 3,300 円 (税込) が発生致します。土日祝・時間外の割増料金は分割でのご請求対象となります。なお、その他追加で発生した工事費用に関しましては一括でのご請求となります。また、工事担当者がお伺いしない場合、一括でのご請求となります。

※分割払いの期間中に解約される場合、未払いの工事費の残額を一括でお支払いいただきます。

※一括払いから分割払い、また分割払いから一括払いへの支払方法の変更はできません。

## サードウェーブ光 料金表 (NTT 西日本の営業区域に該当する地域)

※税込の金額について、複数の項目を合計した場合、記載の金額の合計と異なる場合があります。

### ■基本料金

サービスの種類	設置場所の区分	料金の種類	金額 (税抜)	金額 (税込)	単位
サードウェーブ光 ホームタイプ※1	戸建て向け (NTT 西がサービス卸する光回線のうち、 戸建て向けとして区分されるもの)	月額利用料金	5,300 円	5,830 円	1 契約回線あ たり
サードウェーブ光 マンションタイプ ※1	集合住宅向け (NTT 西がサービス卸する光回線のうち、 集合住宅向けとして区分されるもの)	月額利用料金	5,300 円	5,830 円	1 契約回線あ たり

※1 (NTT 西日本のみ) フレッツ・V6 オプション・・・0 円 (税込 0 円)、追加ネームは

1 追加ネーム契約毎に 100 円 (税込 110 円) 必要です

### ■手続きに関する料金

料金の種類	適用	金額 (税抜)	金額 (税込)	単位
契約手数料	新規に本サービスを申し込む場合	3,000 円	3,300 円	1 契約あたり

### ■工事費

※代表的な工事費です。工事内容によっては、別途、追加で工事費用が発生する場合があります。

※分割払いの場合、現在の消費税率に関わらず、工事完了月の消費税率が適用されます。

#### 新規開通工事費 (一括払いの場合)

工事先への工事担当者のお伺い有無	対象となるサービスの種類		金額 (税抜)	金額 (税込)	単位
あり	サードウェーブ光 ホームタイプ	下記以外の場合	18,000 円	19,800 円	1 の工事ごと
		光コンセントありの場合	7,600 円	8,360 円	
あり	サードウェーブ光 マンションタイプ	LAN 方式以外の場合	15,000 円	16,500 円	
		LAN 方式の場合	7,600 円	8,360 円	
なし	サードウェーブ光ホームタイプ		2,000 円	2,200 円	
	サードウェーブ光マンションタイプ		2,000 円	2,200 円	

※土日祝に工事担当者がお伺いする場合、工事費とは別に土日祝増額料金 3,300 円 (税込) が発生いたします。

#### 新規開通工事費 (分割払いの場合)

工事先への工事担当者のお伺い有無	対象となるサービスの種類		金額 (税込)	単位	
あり	サードウェーブ光 ホームタイプ	下記以外の場合	660 円 / 月 x 30 回 = 19,800 円	1 の工事ごと	
		光コンセントありの場合	278 円 / 月 x 29 回 + 298 円 x 1 回 (最終月) = 8,360 円		
あり	サードウェーブ光 マンションタイプ	下記以外の場合	550 円 / 月 x 30 回 = 16,500 円		
		光コンセントありの場合	278 円 / 月 x 29 回 + 298 円 x 1 回 (最終月) = 8,360 円		
なし	サードウェーブ光ホームタイプ				-
	サードウェーブ光マンションタイプ		ご利用いただけません		分割払いは -

※土日祝に工事担当者がお伺いする場合、工事費とは別に土日祝増額料金 3,300 円（税込）が発生致します。土日祝・時間外の割増料金は分割でのご請求対象となります。なお、その他追加で発生した工事費用に関しましては一括でのご請求となります。また、工事担当者がお伺いしない場合、一括でのご請求となります。

※分割払いの期間中に解約される場合、未払いの工事費の残額を一括でお支払いいただきます。

※一括払いから分割払い、また分割払いから一括払いへの支払方法の変更はできません。



### NTT 東日本の場合

■端末未回収時に請求する端末費用

対象端末	金額	単位
単体型 ONU	5,000 円程度	1 台当たり

### NTT 西日本の場合

■端末未回収時に請求する端末費用

対象端末	金額	単位
単体型 ONU	3,000 円程度	1 台当たり

【発行履歴および主な変更箇所】

<発行履歴>            第一版発行    2020 年 2 月 3 日  
                               第二版発行    2020 年 5 月 19 日

<主な変更箇所>        ・サービスタイプとして「マンションタイプ」を追加  
                               ・関連する事項の追加

【参考】本規約で参照するNTT東西のIP通信網サービス契約約款について

サードウェーブ 光利用規約	NTT 東西の IP 通信網サービス契約約款 (2020 年 2 月 3 日時点で公開されているもの)		
	NTT 東西の別	参照する箇所	参照する条文
第 4 条の 1	NTT 東西	第 6 条	当社の IP 通信網サービスは、別記 1 に定める提供区域において提供します。
第 7 条	NTT 東	第 9 条	<p>1. 当社は、IP 通信網契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線（第 3 条（用語の定義）の表の 18 欄の（2）に規定するものを除きます。）の終端とします。</p> <p>2. 当社は、前項の地点（その地点が当社の IP 通信網サービス取扱所内となる場合を除きます。）を定めるときは、IP 通信網契約者と協議します。</p>
	NTT 西	第 9 条	<p>1. 当社は、IP 通信網契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線（第 3 条（用語の定義）の表の 16 欄の（2）に規定するものを除きます。）の終端とします。</p> <p>2. 当社は、前項の地点（その地点が当社の IP 通信網サービス取扱所内となる場合を除きます。）を定めるときは、IP 通信網契約者と協議します。</p>

第 23 条の 1	NTT 東	第 36 条の 1～3	<p>1. 当社は、IP通信網サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■ 機関名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象機関</li> <li>・ 水防機関</li> <li>・ 消防機関</li> <li>・ 災害救助機関</li> <li>・ 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）</li> <li>・ 防衛機関</li> <li>・ 輸送の確保に直接関係がある機関</li> <li>・ 通信の確保に直接関係がある機関</li> <li>・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関</li> <li>・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関</li> <li>・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関</li> <li>・ 選挙管理機関</li> <li>・ 別記 21 の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関</li> <li>・ 預貯金業務を行う金融機関</li> <li>・ 国又は地方公共団体の機関</li> </ul> </div> <p>2. 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。</p> <p>3. 利用回線型サービスに係る IP通信網契約者は、その利用回線に係る電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款又はこの約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、その IP通信網サービスを利用することができないことがあります。</p>
-----------	-------	----------------	--

サードウェブ 光利用規約	NTT 東西の IP 通信網サービス契約約款（2020 年 2 月 3 日時点で公開されているもの）		
	NTT 東西の別	参照する箇所	参照する条文

第 23 条の 1	NTT 西	第 36 条の 1～3	<p>当社は、IP 通信網サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■ 機関名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象機関</li> <li>・ 水防機関</li> <li>・ 消防機関</li> <li>・ 災害救助機関</li> <li>・ 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）</li> <li>・ 防衛機関</li> <li>・ 輸送の確保に直接関係がある機関</li> <li>・ 通信の確保に直接関係がある機関</li> <li>・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関</li> <li>・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関</li> <li>・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関</li> <li>・ 選挙管理機関</li> <li>・ 別記 17 の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関</li> <li>・ 預貯金業務を行う金融機関</li> <li>・ 国又は地方公共団体の機関</li> </ul> </div>								
第 27 条	NTT 東	第 50 条	<p>当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 36 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">順位</th> <th style="width: 90%;">修理又は復旧する電気通信設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象機関との契約に係るもの</li> <li>・ 水防機関との契約に係るもの</li> <li>・ 消防機関との契約に係るもの</li> <li>・ 災害救助機関との契約に係るもの</li> <li>・ 警察機関との契約に係るもの</li> <li>・ 防衛機関との契約に係るもの</li> <li>・ 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> <li>・ 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> <li>・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> <li>・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> <li>・ 選挙管理機関との契約に係るもの</li> <li>・ 別記 21 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの</li> <li>・ 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの</li> <li>・ 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第 1 順位となるものを除きます。）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの</td> </tr> </tbody> </table>	順位	修理又は復旧する電気通信設備	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象機関との契約に係るもの</li> <li>・ 水防機関との契約に係るもの</li> <li>・ 消防機関との契約に係るもの</li> <li>・ 災害救助機関との契約に係るもの</li> <li>・ 警察機関との契約に係るもの</li> <li>・ 防衛機関との契約に係るもの</li> <li>・ 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> <li>・ 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> <li>・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> </ul>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> <li>・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> <li>・ 選挙管理機関との契約に係るもの</li> <li>・ 別記 21 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの</li> <li>・ 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの</li> <li>・ 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第 1 順位となるものを除きます。）</li> </ul>	3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの
順位	修理又は復旧する電気通信設備										
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象機関との契約に係るもの</li> <li>・ 水防機関との契約に係るもの</li> <li>・ 消防機関との契約に係るもの</li> <li>・ 災害救助機関との契約に係るもの</li> <li>・ 警察機関との契約に係るもの</li> <li>・ 防衛機関との契約に係るもの</li> <li>・ 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> <li>・ 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> <li>・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> </ul>										
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> <li>・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> <li>・ 選挙管理機関との契約に係るもの</li> <li>・ 別記 21 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの</li> <li>・ 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの</li> <li>・ 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第 1 順位となるものを除きます。）</li> </ul>										
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの										

サードウェーブ 光利用規約	NTT 東西の別	参照する箇 所	参照する条文								
第 27 条	NTT 西	第 50 条	<p>当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 36 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。</p> <table border="1" data-bbox="699 383 1390 1003"> <thead> <tr> <th data-bbox="699 383 783 421">順位</th> <th data-bbox="783 383 1390 421">修理又は復旧する電気通信設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="699 421 783 707">1</td> <td data-bbox="783 421 1390 707"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象機関との契約に係るもの</li> <li>・ 水防機関との契約に係るもの</li> <li>・ 消防機関との契約に係るもの</li> <li>・ 災害救助機関との契約に係るもの</li> <li>・ 警察機関との契約に係るもの</li> <li>・ 防衛機関との契約に係るもの</li> <li>・ 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> <li>・ 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> <li>・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="699 707 783 965">2</td> <td data-bbox="783 707 1390 965"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> <li>・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> <li>・ 選挙管理機関との契約に係るもの</li> <li>・ 別記 17 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの</li> <li>・ 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの</li> <li>・ 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第 1 順位となるものを除きます。）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="699 965 783 1003">3</td> <td data-bbox="783 965 1390 1003">第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの</td> </tr> </tbody> </table>	順位	修理又は復旧する電気通信設備	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象機関との契約に係るもの</li> <li>・ 水防機関との契約に係るもの</li> <li>・ 消防機関との契約に係るもの</li> <li>・ 災害救助機関との契約に係るもの</li> <li>・ 警察機関との契約に係るもの</li> <li>・ 防衛機関との契約に係るもの</li> <li>・ 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> <li>・ 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> <li>・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> </ul>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> <li>・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> <li>・ 選挙管理機関との契約に係るもの</li> <li>・ 別記 17 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの</li> <li>・ 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの</li> <li>・ 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第 1 順位となるものを除きます。）</li> </ul>	3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの
順位	修理又は復旧する電気通信設備										
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象機関との契約に係るもの</li> <li>・ 水防機関との契約に係るもの</li> <li>・ 消防機関との契約に係るもの</li> <li>・ 災害救助機関との契約に係るもの</li> <li>・ 警察機関との契約に係るもの</li> <li>・ 防衛機関との契約に係るもの</li> <li>・ 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> <li>・ 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> <li>・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> </ul>										
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> <li>・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</li> <li>・ 選挙管理機関との契約に係るもの</li> <li>・ 別記 17 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの</li> <li>・ 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの</li> <li>・ 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第 1 順位となるものを除きます。）</li> </ul>										
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの										